第9829号

公

高知

00年1月16日(今盟日)

髙和果公報

発 高 知 市 丸 夕 内 一 丁 目 2 番 2 2 の 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示				ページ
◎高知県立障害者スポーツセンターに係				
る使用料の徴収事務の委託	(障害	手保 傾	裙	
	祉詞	果)		1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用				
料の徴収事務の委託	(人	権	課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4件)	(治)	山林道	镇課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係				
る通知の掲示 (4件)	(")	2
○保安林の指定に係る通知の掲示	(")	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通				
知の掲示	(")	3
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地				
の変更の承認	(会計	计管理	[課)	4
公 告				
○特定非営利活動法人の設立認証の申請				
(2件)	(県)	民生活	<u>.</u>	
	男3	女共同	参	
	画詞	果)		
	$\langle 4$	5 握	易示〉	4
○平成28年度製菓衛生師試験の実施	(食品	品・律	f生	
	課)			5
○農用地利用配分計画の認可	(農土	也・担	111	
	手ź	付策誤	具)	5
落札公告				
○落札者等の公告	(障害	手保 傾	裙	
	祉詞	果)		5
正誤				
◎正誤(平28・3・29付け 訓令ほか)				6
告 示				

高知県告示第232号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立障害者スポーツセンターに係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

所在地	名称	委託期間		
高知市朝倉戊375 番地 1	社会福祉法人高知県社会福祉協議会	平成28年4月1日 から平成33年3月 31日まで		

高知県告示第233号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目 1番37号	公益財団法人高知県 人権啓発センター	平成28年4月1日 から平成29年3月 31日まで

高知県告示第234号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 宿毛市橋上町神有字柳瀬山1105の1、字寺ケ谷36のイ
- 2 指定の目的
 - 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字柳瀬山1105の1・字寺ケ谷36のイ(以上2筆について

次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第235号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町加田字又四郎2941から2943まで、2944のロ、2945から2949まで、2958のイ、2958のロ、2959の1

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字又四郎2941・2949 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第236号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町清水下分字中谷2877、2884から2886まで、字鉾 岩2931、2941、2943、2970、2971

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中谷2877・2884から2886まで・字鉾岩2931・2941・ 2971 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第237号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡日高村沖名字植木7384の1
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字植木7384の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び日高村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第238号

平成28年1月高知県告示第26号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町役 場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村寺川58番地
 - イ 氏名

十 正節

- (2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村寺川2番地
 - イ 氏名

岡林 作太郎

- (3)ア 登記簿記載の住所 記載なし
 - イ 氏名

川村 久万之介

- (4)ア 登記簿記載の住所 高知市南はりまや町一丁目16番3号
 - イ 氏名

仁井田 喜美子

- (5)ア 登記簿記載の住所 東京都日野市大字日野1013番地の8
 - イ 氏名

栗田 昭平

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年11月農林水産省告示第1652号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第239号

平成28年2月高知県告示第58号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津1409番地3号
 - イ 氏名

川田 米吉

(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村神池1018番地 イ 氏名

岡村 寳一

- (3)ア 登記簿記載の住所 四万十市西土佐橘242番地
 - イ 氏名

稲田 優香

(4)ア 登記簿記載の住所 高知市旭町二丁目11番地

イ 氏名

森 茂久

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年1月農林水産省告示第106号及び平成9年5月 農林水産省告示第724号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第240号

平成28年2月高知県告示第62号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町影野地47番地
 - イ 氏名

氏原 一祝

- (2)ア 登記簿記載の住所 高知市万々379番地
 - イ 氏名

西村 卓巳

(3)ア 登記簿記載の住所

幡多郡大正町大字四手ノ川226番地

イ 氏名

土居 教義

(4)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市上吉田町四丁目6番25号

イ 氏名

門脇 照明

(5)ア 登記簿記載の住所

幡多郡十和村大道635番地

イ 氏名

門脇 鉄典

(6)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡広見町大字近永1236番地1

イ 氏名

森 光男

(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道635番地

イ 氏名

門脇 幸次

(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道839番地

イ 氏名

門脇 兼次

(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道635番地

イ 氏名

門脇 隆江

(10)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番8号

イ 氏名

宮崎 直男

(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村大字用井1110番地1

イ 氏名

八木 美代子

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年10月農林水産省告示第1687号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第241号

平成28年2月高知県告示第67号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所

愛知県名古屋市瑞穂区仁所町一丁目98番地 イ 氏名

元吉 聖昌

(2)ア 登記簿記載の住所

高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号

イ 氏名

川村 喜美

(3)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村蕨谷30番地

イ 氏名

井ト 三 之

(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1699番地

イ 氏名

片岡 政時

(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1699番地

イ 氏名

片岡 政時

(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村188番地

イ 氏名

片岡 秋英

(7)ア 登記簿記載の住所 広島市南区字品海岸一丁目12番32-301号

イ 氏名

安部 潤子

(8)ア 登記簿記載の住所 十佐市高岡町乙2694番地

イ 氏名

中川 幸枝

(9)ア 登記簿記載の住所

高岡郡佐川町加茂1341番地

イ 氏名

下川 敏子

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年10月農林水産省告示第1626号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第242号

平成28年2月農林水産省告示第570号で告示した指定に係る保

安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年 法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する通知の内 容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

室戸市吉良川町乙1243番地イ

イ 氏名

小松 広寿

- 2 保安林に指定する通知の要旨
- (1) 指定に係る保安林の所在場所 室戸市吉良川町字宝蔵庵乙5078の1

(2) 指定の目的

十砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第243号

平成28年2月農林水産省告示第428号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するととも に、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村中村831番地

イ 氏名

井上 今朝敏

(2)ア 登記簿記載の住所

吾川郡伊野町天王南二丁目6番地17

イ 氏名

井上 利定

(3)ア 登記簿記載の住所

吾川郡大崎村寺村1481番地

イ 氏名

前岡 定美

(4)ア 登記簿記載の住所

兵庫県尼崎市浜田町四丁目25番地22

イ 氏名

片岡 秋一

(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1231番地 イ 氏名

尾崎 善良

(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町寺村1379番地

イ 氏名

岡崎 友則

(7)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村寺村188番地

イ 氏名

片岡 秋英

(8)ア 登記簿記載の住所

吾川郡いの町3200番地仁淀ハイツ406号

イ 氏名

片岡 廣秋

(9)ア 登記簿記載の住所

高知市鴨部一丁目11番1-1017号

イ 氏名

井上 昭彦

(10)ア 登記簿記載の住所

吾川郡大崎村岩戸80番地

イ 氏名

井上 藤衛

(11)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村峯岩戸282番地

イ 氏名

井上 福徳

(12)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村寺村130番地

イ 氏名

片岡 源一

(13)ア 登記簿記載の住所

高知市高埇12番地6

イ 氏名

大原 良介

(14)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村峯岩戸29番地

イ 氏名

尾崎 宗太郎

(15)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村峯岩戸282番地

イ 氏名

井上 邦男

(16)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村峯岩戸282番地

イ 氏名

井上 則夫

(17)ア 登記簿記載の住所

京都市下京区西七条東御前田町50番地

イ 氏名

片岡 智準

(18)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村寺村975番地

イ 氏名

片岡 建三

(19)ア 登記簿記載の住所

香川県善通寺市上吉田町四丁目6番25号

イ 氏名

門脇 照明

(20)ア 登記簿記載の住所

香川県善通寺市南町二丁目1番1号

イ 氏名

門脇 昭明

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年12月農林水産省告示第1901号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第244号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 山中 忠夫

- 2 売りさばき所の所在地及び名称
- (1) (変更前) 香南市赤岡町1375 香南警察署内

一般社団法人高知県交通安全協会

(変更後) 香南市赤岡町1375 南国警察署香南警察庁 舎内

一般社団法人高知県交通安全協会

(2) (変更前) 香美市土佐山田町栄町12-2 香美警察署 内 一般社団法人高知県交通安全協会

(変更後) 香美市土佐山田町栄町12-2 南国警察署 香美警察庁舎内

一般社団法人高知県交通安全協会

3 変更承認年月日

平成28年2月9日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の 規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年4月5日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する

平成28年4月5日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

	申請に係る特定非営利活動法人					
申請のあった年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的		
平成28 年3月 25日	特定非活 動法佐の 風	大倉 三洋	土佐市 高岡町 乙1139 - 3	この法人は、障害が心配される乳幼児や児童、高齢者に対して、身近な地域で日常生活における基本動作や集団活動への適応能力を高めることを行うことを目的とする。 (生活力を行うことを行うことを目的とする。		

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の 規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年4月5日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

足

平成28年4月5日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人						
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的			
平成28年3月18日	特営動中太生会	大西 学	安芸郡 北川村 柏 木 494番 地	この法人は、中岡慎太郎先生の遺徳を重彰し、北川村の地域活性化及び道徳教育のなが高いために、対象に人が変を対象に大容等を発活動、歴史発活が変とそのととを目的とする。			

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、平成28年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成28年4月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時

平成28年7月13日(水)午後2時から午後4時まで

2 試験の場所

高知市本町五丁目6-42 高知会館

3 試験手数料

9,400円 (高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

4 受験願書の提出期間

平成28年6月6日(月)から同月13日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成28年6月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。

- 5 受験願書の提出先
- (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所

- (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表

平成28年7月27日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社 から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地 中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18 条第1項の認可をした。

.....

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 香南市野市町土居954番地1

有限会社北らいす 代表取締役 北 節子

- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 香南市野市町土居字船橋107番1、107番2及び141番、字 福永159番、172番及び173番並びに字白水1663番、1664番、 1667番、1676番、1688番、1690番及び1712番
- 2 認可年月日

平成28年4月15日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県特定調達契約事 務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定によ り、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年4月15日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量
 - エックス線撮影装置一式 1組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県地域福祉部障害保健福祉課 高知市丸ノ内一丁目2番 20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月8日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社シーメック 高知市南久保9-8
- 5 随意契約に係る契約金額 43,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

ıc

私

恒

榖

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・3・29	号外13	◎訓令	16	右 (36)	<u>次のように定める</u>	ここに公布する
平28・3・31	号外17	◎規 則	1	左 (31)	平成27年政令第391号	平成27年政令第91号
			2	左	(2) 減額 · 免除	(2)_減額_:免除
平28・4・1	号外21	◎規 則	1	中 (6)	同条第3項中「公文書」を「公文書等」に改め、同条第4項中	同条第4項中